

安城市在宅ねたきり高齢者等介護人手当及び おむつ費用助成利用券受給にあたって

1 介護人手当支給額及び支給時期

1 か月あたり3, 000円を支給します。4 か月分をまとめて年3回で支給します。

手当対象月	4月～7月分	8月～11月分	12月～3月分
支給月	8月	12月	4月

2 おむつ費用助成利用券交付枚数

1 か月あたり、課税世帯7, 000円分、非課税世帯8, 000円分を交付します。
おむつ費用助成利用券は、申請月の翌月分からの交付となります。

申請月	交付冊数・対象月	交付枚数	
		課税世帯	非課税世帯
4月	1冊（5～7月分）	21枚	24枚
5月	1冊（6～7月分）	14枚	16枚
6月	2冊（7月分）＋（8～11月分）	7枚＋28枚	8枚＋32枚
7月	1冊（8～11月分）	28枚	32枚
8月	1冊（9～11月分）	21枚	24枚
9月	1冊（10～11月分）	14枚	16枚
10月	2冊（11月分）＋（12～3月分）	7枚＋28枚	8枚＋32枚
11月	1冊（12～3月分）	28枚	32枚
12月	1冊（1～3月分）	21枚	24枚
1月	1冊（2～3月分）	14枚	16枚
2月	2冊（3月分）＋（4～7月分） ※（4～7月分）は3月下旬郵送	7枚＋28枚	8枚＋32枚
3月	1冊（4～7月分）※3月下旬郵送	28枚	32枚

3 おむつ費用助成利用券で購入できるもの

➤ 介護のために使用するためのもので以下のもの

紙おむつ・紙パンツ・尿取りパッド・尿もれ（失禁用）パッド・使い捨て手袋・清拭剤・おしり拭き（ベビー用も含む）・おしりを拭くために使用する脱脂綿・ガーゼ・さらし・防水シート・吸水パンツ・尿吸引パッド

4 利用可能な店舗

おむつ券の裏表紙に記載の店舗で利用してください。

4 在宅介護状況の確認スケジュール

在宅介護状況の確認及びおむつ費用助成利用券の交付のため、市への届出・民生委員さんによる訪問があります。

確認月	確認方法	
7月	現況届提出	介護人様自身が来庁し、現況届を提出していただきます。
11月	現況訪問	民生委員さんが、ご自宅を訪問し現況確認を行います。
3月	同上	同上

※ 新型コロナウイルス感染症の状況により来庁や自宅訪問ができない場合は、郵送での手続きになる場合があります。

5 受給にあたってのお願い

自宅で介護している方の労をねぎらうための制度です。
以下に該当する場合は、ご連絡・届出が必要です。

- (1) 「在宅」の要件を満たさなくなった。
 - 介護人又は在宅ねたきり等高齢者が入院入所し、その月に1日も自宅にいない。
(該当月の手当、おむつ券は不支給となります。)
 - 在宅ねたきり等高齢者が、月の半分以上のショートステイを、2か月以上継続的に利用する。
- ※ 支給再開の場合はご連絡ください。
- (2) 介護人又は在宅ねたきり等高齢者が亡くなった。
- (3) 同居しなくなった。
- (4) 介護をしなくなった。
- (5) 介護認定の認定更新に伴い、ねたきり状態(全ての日常動作に介助が必要な状態)や重度認知症状態(すべての日常動作に介助が必要だったり、徘徊や火の不始末などの危険な行動がある状態)からの改善が認定資料から確認できる場合。
- (6) 介護人や支払口座が変わった。

制度を維持していくため、正しい申告にご協力をお願いします。

在宅ねたきり高齢者等訪問理容サービスのご案内

在宅ねたきり等高齢者の自宅に理容師が出張し、散髪を行います。
利用券を年6回分交付します。



- 1 内 容 理髪(洗髪を除く)、ひげそり
- 2 費 用 利用料金合計額から市助成額(1,000円)を差し引いた額
※市民税非課税世帯は、最低負担額400円。
- 3 申請方法 高齢福祉課高齢福祉係で申請受付後、利用券を交付します。

<問い合わせ先> 安城市役所高齢福祉課高齢福祉係 TEL 0566-71-2223